「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」への意見

2026 年 11 月 5 日
日本公認会計士協会

意見の分類：⑭　第２部　２．（２）社会、地理歴史、公民

意見：

要旨：会計の事柄は、金融経済の仕組みや機能を理解する上で欠かせない要素であり、経済活動に通底する「公正」「誠実」「信頼」「透明」等の概念の習得や深い意味理解にも資するものである。また、信頼性のある確かな情報に基づく意見形成や合意形成のための学習過程で活用できるだけでなく、教科等横断的な取扱いを通じて「自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手」としての資質・能力の一体的な涵養にも資する。したがって、次期学習指導要領における中学校社会科公民的分野及び高等学校公民科の内容等に、会計の事柄を含めるべきであると考える。

公民としての資質・能力を育成する社会科等において、持続可能な社会の創り手として求められる力をより一層育成することを目的に、社会構造の変化に伴う我が国特有の課題等の観点の一つとして、「金融経済の仕組みや機能に関する理解の視点」に係る内容の充実が図られることは意義深いと考える。

会計の事柄は、金融経済に関する概念の習得や深い意味理解に不可欠であるにもかかわらず、現行学習指導要領には明確な記載がないため、次期学習指導要領における中学校社会科公民的分野及び高等学校公民科の内容等に含めるべきである。

本「審議まとめ」では、社会科等の改善の方向性として、単なる知識の網羅的な学習ではなく、学習がより探究的な学びとなるよう、学習上の課題に基づく問題解決的、課題解決的な学習の充実が示されている。「統合的な理解・総合的な発揮」の設置等を通じて、金融経済を含む経済活動についても「深い学び」を実現するためには、個別の仕組みや機能に関する内容だけではなく、広く経済活動に通底する概念につながる学習内容の取扱いを充実することが不可欠であると考える。

「会計」とは、どういう原因でお金が入り、お金が出たのかというお金の動き（経済活動）の結果を記録し、関係者に報告することである。例えば、上場会社は、投資者の保護等を目的とした法令等に基づき、適正な手続に則って財務諸表を作成し開示することを義務付けられている。そして、金融市場における利害関係者は、開示された情報に基づいて

投資や融資などの意思決定を行っている。情報の非対称性を解消し、円滑な資金の循環を支える会計は、金融経済の仕組みが適切に機能するために不可欠なものであり、金融経済の理解に欠かせない要素である。

また、会計を通じて、適切に情報開示を行うことが「信頼」を生み出し、各経済主体が相互に安心して経済活動を行うことのできる環境となっていることを学ぶことも重要である。上場会社に限らず、企業その他組織が会計により公正かつ誠実に「アカウンタビリティ（説明責任)」を果たす義務を負っていることは、健全な経済活動の根底を支える「公正」「誠実」「信頼」「透明」等の概念の理解に資するものであり、様々な経済主体としてこれからの社会で活躍する子供たちが身に付けるべきリテラシーである。

また、本「審議まとめ」における社会科等の改善の方向性では、課題を追究・解決する学習の充実において、「資料や情報を収集するだけでなく、その真偽や意図、背景等をこれまで以上に把握し、その信ぴょう性等を検証し、根拠に基づいて自らの考えを形成する力を育成することが必要」であることや、「自らの考えを批判的に見直しながら、他者と対話し、より適切な判断につなげる学習過程を充実することで、社会科等における深い学びの実現を目指す必要」があることについて述べられている。

会計情報は、国際的にも確立したルールに基づいて作成されている。特に、公認会計士等の会計監査を受けて開示された会計情報を取り扱うことは、信頼性のある情報を読み取って自らの考えを形成し、課題解決や、他者との対話及び合意形成に活かす学習活動に有用である。こうした学習活動は、今般の社会科等の改善の方向性のみならず、教育課程全体における「情報活用能力の抜本的向上」と軌を一にするものである。

社会科等において、社会の制度や仕組みとして会計の事柄を学んだ上で、課題の追究・解決の場面で実際に会計情報を活用することは、子供たちが信頼して意思決定に用いることのできる情報の選択肢を広げるだけでなく、他者や社会との関わりにおいて自らが発信する情報にも確かさを持たせる必要性と責任があることの理解にも資する。

さらに、本「審議まとめ」は、多様性を増す社会に孤立や分断を招くことのない秩序ある共生社会の実現に向けて公教育が果たす役割に関連して、「当事者意識を持って自分の意見を形成しつつ、異なる価値観を持つ多様な他者の主張や感情を受け止め、対話と合意を重ねながら、問題を発見・解決できる、「民主的で持続可能な社会の創り手」を育てる必要性」が高まっていることについて言及している。

現行の教育課程では、学習指導要領解説に会計の事柄が記載されている中学校社会科及び高等学校公民科において、起業、事業展開、投資等を想定した場面での意思決定に会計情報を活用し、自らの考えの妥当性や実現可能性を吟味しながら、根拠を持って他者へ説明したり、納得解や暫定解を含む合意形成を図ったりする中で学びが深まる探究的な授業実践が行われている。

会計情報は、客観的かつ定量的で信頼性のある情報として、他者との対話における共通言語でありながら、着眼点や活用方法は個人ごとに多様な題材である。社会事象を捉える活動を一層重視する社会科等において、会計の事柄を学び実際に活用することは、確かな情報を根拠にしながら、子供たちの個性ある意見形成や豊かな対話を促進する。

会計の事柄は、生活の経営や消費生活を取り扱う家庭科や、情報活用能力育成の「要」となる情報・技術科及び情報科に含まれる内容とも関連がある。また、事象を数学的に考える資質・能力を育成する算数科及び数学科や、合意形成や意思決定に関わる資質・能力を育成する特別活動、よりよく生きる基盤としての道徳性を養う道徳科とも関連が深い。

次期学習指導要領における社会科等において、社会の制度や仕組みとして会計の事柄を位置付けることは、これらの教科等との横断的な取扱いを通じて、「自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力の一体的な涵養につながるものであると考える。

【参考】

１．現行の教育課程における会計の事柄の取扱いについて

現行の学習指導要領では、商業科等の専門教科を除く共通教科において会計の事柄は明確に規定されていないが、中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説【社会編】（以下「中学校社会科解説」という。）及び高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説【公民編】（以下「高等学校公民科解説」という。）において、「企業会計」や「会計情報の提供や活用」が記載されている。

現行の中学校社会科解説においては、学習指導要領の内容の取扱いのうち「起業について触れるとともに，経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこと」に関連して会計の事柄が記載されている。

現行の高等学校公民科解説においては、学習指導要領の「公共」の内容の取扱いのうち「金融の働き…に関わる具体的な主題」に関連して、また、「政治・経済」の内容の取扱いのうち「金融を通した経済活動の活性化については，金融に関する技術変革と企業経営に関する金融の役割にも触れること」に関連して会計の事柄が記載されている。

２．当協会の学校教育支援について

当協会では、中学校社会科公民的分野及び高等学校公民科における「企業会計」や「会計情報の活用」に関する授業で活用できる教材を制作し、教員をはじめとする学校教育関係者向けのウェブサイトで公表している。

学校教育支援サイト会計探究ラボ：https://www.kaikeitankyulab.jp/

授業で使える教材：https://www.kaikeitankyulab.jp/teaching/

また、会計の事柄に関する授業実践の知見等を広く共有するため、2023 年度から教員向けセミナーを開催しており、今後も継続的な開催を予定している。

「会計」を通して社会の見方を育む社会科教員向けセミナー（2025 年度開催）：
https://jicpa.or.jp/about/activity/basic-education/event/202601kaikeikyoikuseminar.html

学校教育現場に対しては、当協会が公表している教材等の提供のほか、教員と公認会計士が連携した授業づくりや公認会計士による出前授業の実施等を通じて、引き続き多様な支援を行っていく予定である。また、学習指導要領改訂をはじめとする教育環境の変化により新たな支援が必要と考えられる場合には、速やかに対応する。

意見の分類：㉖　第２部　２.（１４）総合的な探究の時間

意見：

要旨：会計の視点は、実社会との接続、データを基にした意思決定、主体性の涵養、多様な視点からの協働、社会的責任と倫理観の醸成の観点から、「質の高い探究」の実現に資するものである。当協会は、次期学習指導要領の改訂にあたり、総合的な探究の時間で会計の視点を用いた学習活動が促進されることを要望する。

本「審議まとめ」においては、予測困難な社会を生きる上での「探究」の意義に関連して、AI 時代に批判的に情報と向き合い判断することや、自らの学びと人生を舵取りしていく力の重要性が示されている。また、総合の役割として、「子供たちの興味・関心や問題意識を重視する中で「好き」や「得意」を伸ばしていくことにつなげると同時に、異なる立場の他者と出会い、対話・協働する中で「意見の形成」や「対話と合意」にもつなげること」の必要性も言及されている。当協会は、次期学習指導要領における「質の高い探究」の実現に向けて、これらの前提を踏まえた改善の方向性が打ち出されたことに強く賛同する。

「会計」とは、どういう原因でお金が入り、お金が出たのかというお金の動き（経済活動）の結果を記録し、関係者に報告することである。会計は、組織や個人の活動を客観的に可視化する手段であり、合理的な意思決定の基盤として企業経営や家計管理などのあらゆる場面で活用されている。

当協会は、本「審議まとめ」において示された「探究」の意義や、次期学習指導要領に向けた「多様な子供たちの質の高い探究を、確かなものに」するための方向性に鑑みて、以下の観点ごとに述べる理由から、次期学習指導要領における総合的な探究の時間で会計の視点を用いた学習活動が促進されることを要望する。

・　実社会との接続の観点

会計情報は、国際的にも確立したルールに基づいて作成される情報であり、例えば上場会社は、投資者の保護等を目的とした法令・適正な手続等に則って財務諸表を作成し開示することを義務付けられている。そして、金融市場における利害関係者は、開示された情報に基づいて投資や融資などの意思決定を行っている。実社会・実生活との関わりから課題を設定する総合において、社会事象を捉える方法として会計情報を活用することは、より解像度の高い問いや課題への洗練を助けるものとして「探究」の「課題の質」の向上に寄与する。

また、現行の教育課程では、中学校社会科公民的分野及び高等学校公民科の学習指導要領解説に「企業会計」や「会計情報の提供や活用」が記載されており、社会の仕組みやルールとして会計の事柄が学ばれている。社会科等で得た知識を基盤に、総合で会計の視点を活用することは、教科での学びと実社会とのつながりを促進する学習活動である。これは、本「審議まとめ」における総合の今次改訂の基本的な考え方に

示された、各教科等で得た学びを「道具」として活用し、各教科における「深い学び」を牽引することのできるような改善の方向性にも合致する。

・　データを基にした意思決定の観点

会計情報は、前述のとおり確立されたルールに基づいて作成され、特に上場会社の会計情報は公認会計士等の会計監査により情報の信頼性が確保されている。そのため、「探究」において、課題の発見・解決の手がかり、取組の実現可能性や持続可能性を判断する指標、自らの意見形成や他者との対話と合意における根拠等として活用することのできる情報である。情報活用能力育成の観点からも、公正性や信頼性のある情報の活用を促進することは意義があると考える。

・　主体性の観点及び多様な視点からの協働的な学びの観点

現行の教育課程では、学習指導要領解説に会計の事柄が記載されている中学校社会科及び高等学校公民科において、起業、事業展開、投資等を想定した場面での意思決定に会計情報を活用し、自らの考えの妥当性や実現可能性を吟味しながら、根拠を持って他者へ説明したり、納得解や暫定解を含む合意形成を図ったりする中で学びが深まる探究的な授業実践が行われている。

会計情報は、客観的かつ定量的で信頼性のある情報として、他者との対話における共通言語でありながら、着眼点や活用方法は個人ごとに多様な題材である。会計情報を活用した学習活動は、確かな情報を根拠とする子供たちの個性ある意見形成や、豊かな対話を促進し、他者との有意義な協働を実現する。

・　社会的責任と倫理観の醸成の観点

会計の事柄を通して、社会的責任や倫理観を包摂する「アカウンタビリティ（説明責任)」の考え方を理解したり発揮したりすることは、他者との信頼関係を築くために必要な行動の在り方を考えることにつながる。

【参考】

１．現行の教育課程における会計の事柄の取扱いについて

現行の学習指導要領では、商業科等の専門教科を除く共通教科において会計の事柄は明確に規定されていないが、中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説【社会編】（以下「中学校社会科解説」という。）及び高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説【公民編】（以下「高等学校公民科解説」という。）において、「企業会計」や「会計情報の提供や活用」が記載されている。

現行の中学校社会科解説においては、学習指導要領の内容の取扱いのうち「起業につ

いて触れるとともに，経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこと」に関して、次のとおり述べられている。

資金の流れや企業の経営の状況などを表す企業会計の意味を考察することを通して，企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めるとともに，利害関係者への適正な会計情報の提供及び提供された会計情報の活用が求められていること，これらの会計情報の提供や活用により，公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みとなっていることを理解できるようにすることも大切である。

現行の高等学校公民科解説においては、学習指導要領の「公共」の内容の取扱いのうち「金融の働き…に関わる具体的な主題」に関連して、また、「政治・経済」の内容の取扱いのうち「金融を通した経済活動の活性化については，金融に関する技術変革と企業経営に関する金融の役割にも触れること」に関して、それぞれ次のとおり述べられている。

「公共」

経営者と投資家などとの間には企業の経営状況に関わる情報の保有量や質に差が存在することから，企業には法に基づく適正な手続きに則った企業会計に関わる情報の開示が求められており，会計情報の提供や活用により，公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みになっていること，中央銀行は政策金利を引き下げたり，市場に供給する資金量を増やしたりしてデフレーションに対処していることなどの観点から多面的・多角的に考察，構想し，表現できるようにすることが考えられる。なお，その際，企業の会計情報の活用などにより，企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めることができるよう，指導を工夫することも考えられる。

「政治・経済」

企業経営に関する金融の役割に関しては，現代における株式会社の仕組みと特色，企業統治や企業の社会的な責任などについての理解を基に，企業経営で必要な資金は，直接もしくは間接に金融市場から調達していることに関して，企業会計の役割と関連付けて理解できるようにすることが大切である。その際，例えば，株式や社債の発行による資金調達が証券市場など金融市場の動向と関連していることを，企業の会計情報などを活用し，模擬的な活動を通して理解できるようにするとともに，企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めることが考えられる。また，例えば，起業に際して，どのように資金を調達すればよいか，起業の企画案と資金調達を企業側と資金提供側に分かれて企業経営と金融との関係を具体的に理解できるようにすることも考えられる。

２．当協会の学校教育支援について

当協会では、中学校社会科公民的分野及び高等学校公民科における「企業会計」や「会計情報の活用」に関する授業で活用できる教材を制作し、教員をはじめとする学校教育関係者向けのウェブサイトで公表している。

学校教育支援サイト会計探究ラボ：https://www.kaikeitankyulab.jp/
授業で使える教材：https://www.kaikeitankyulab.jp/teaching/

また、会計の事柄に関する授業実践の知見等を広く共有するため、2023 年度から教員向けセミナーを開催しており、今後も継続的な開催を予定している。

「会計」を通して社会の見方を育む社会科教員向けセミナー（2025 年度開催）：
https://jicpa.or.jp/about/activity/basic-education/event/202601kaikeikyoikuseminar.html

学校教育現場に対しては、当協会が公表している教材等の提供のほか、教員と公認会計士が連携した授業づくりや公認会計士による出前授業の実施等を通じて、引き続き多様な支援を行っていく予定である。また、学習指導要領改訂をはじめとする教育環境の変化により新たな支援が必要と考えられる場合には、速やかに対応する。

以　上